郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

東北６県以外の郵便局・ゆうちょ銀行において特別徴収税額を納入する場合、本市の金融機関として指定する必要があります。

　右記の「指定通知書」に納入する郵便局・ゆうちょ銀行名および貴事業所名を記入の上、郵便局・ゆうちょ銀行へ提出してください。

（きりとり線）

　既に指定されている場合は引き続き利用できます。ただし、郵便局・ゆうちょ銀行の名称の変更等があった場合、改めて「指定通知書」の提出が必要となります。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　郵便局長　様

ゆうちょ銀行　　　　　長　様

　　　　　　　　　　　　秋田市長　穂　積　　　志

（公印省略）

指定通知書

　貴行・局を地方税法第３２１条の５第４項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

記

１　許可番号　　　貯第１４３０号

２　口座番号　　　０２２９０－９－９６１０１６

３　加入者名　　　秋田市会計管理者

４　取りまとめ店　仙台貯金事務センター

事業所名